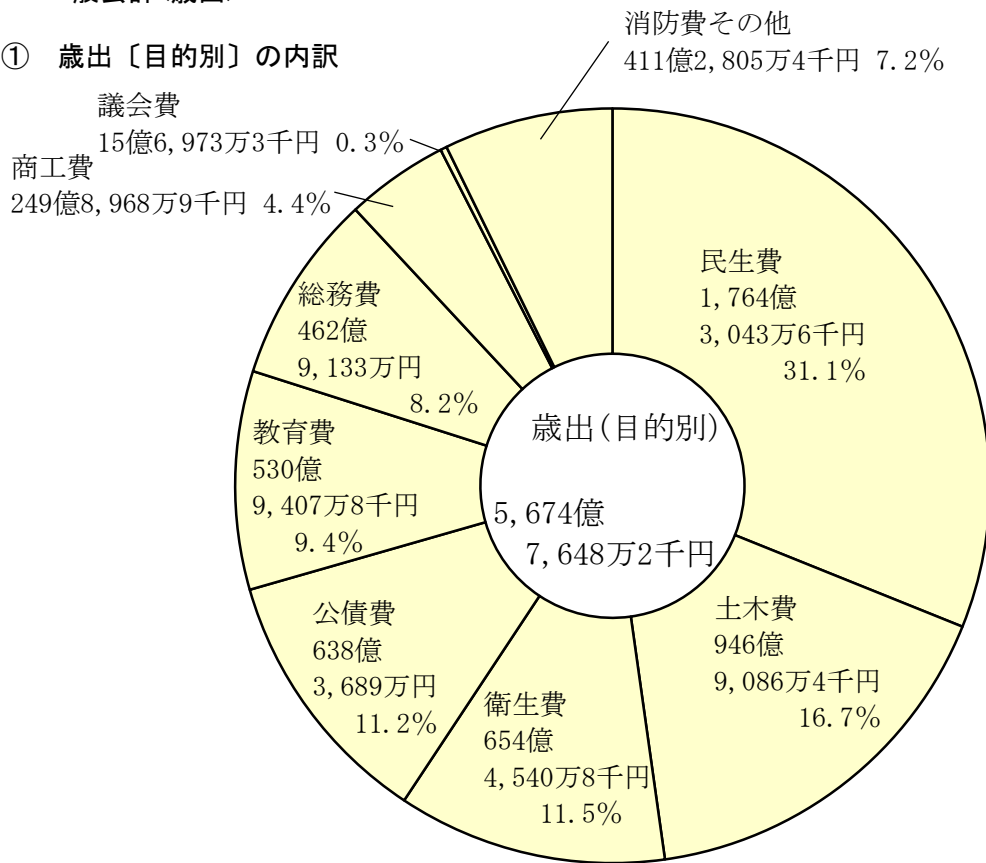
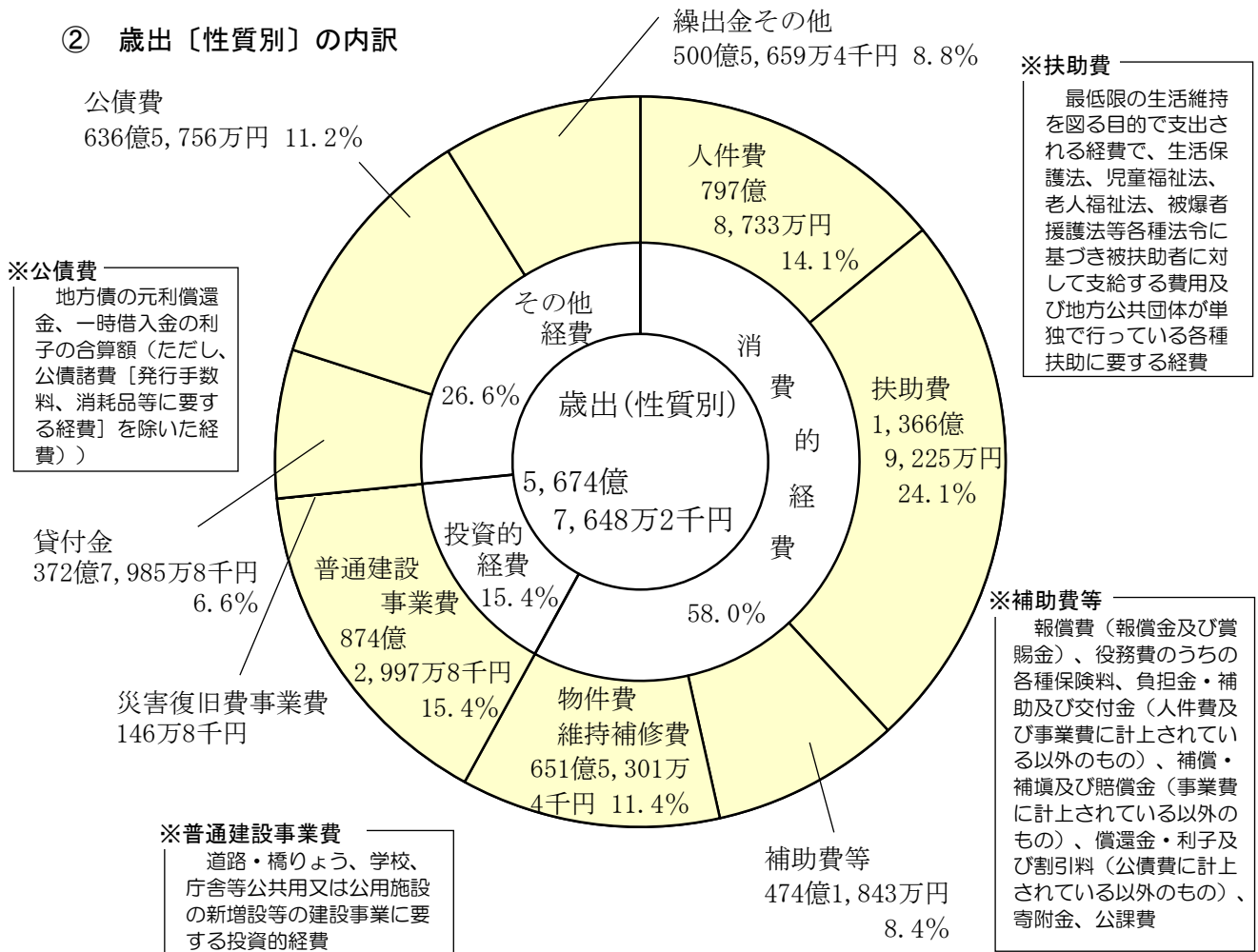


(3) 一般会計<歳出>

① 歳出〔目的別〕の内訳

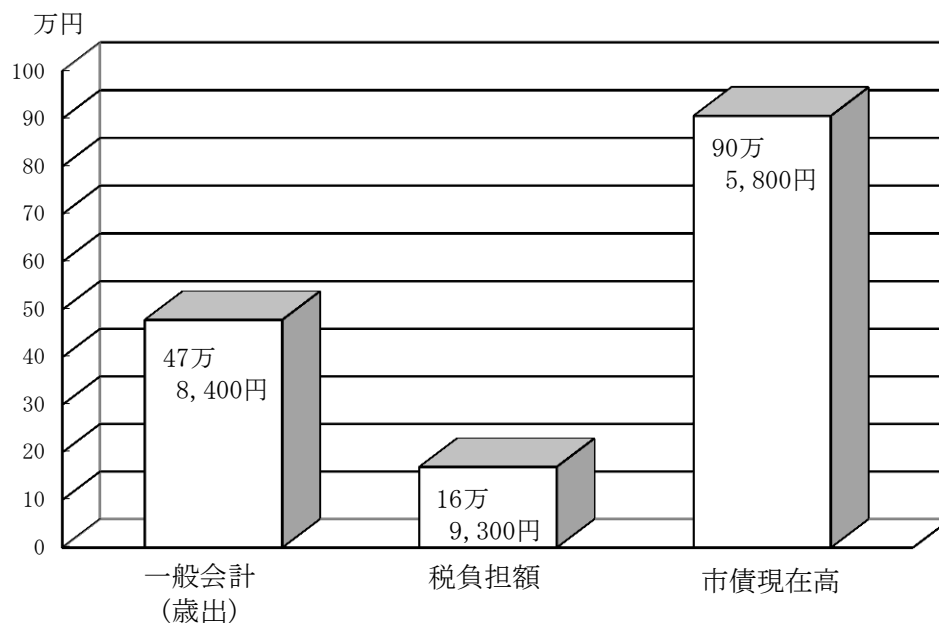


② 歳出〔性質別〕の内訳



6 市民1人当たりの金額

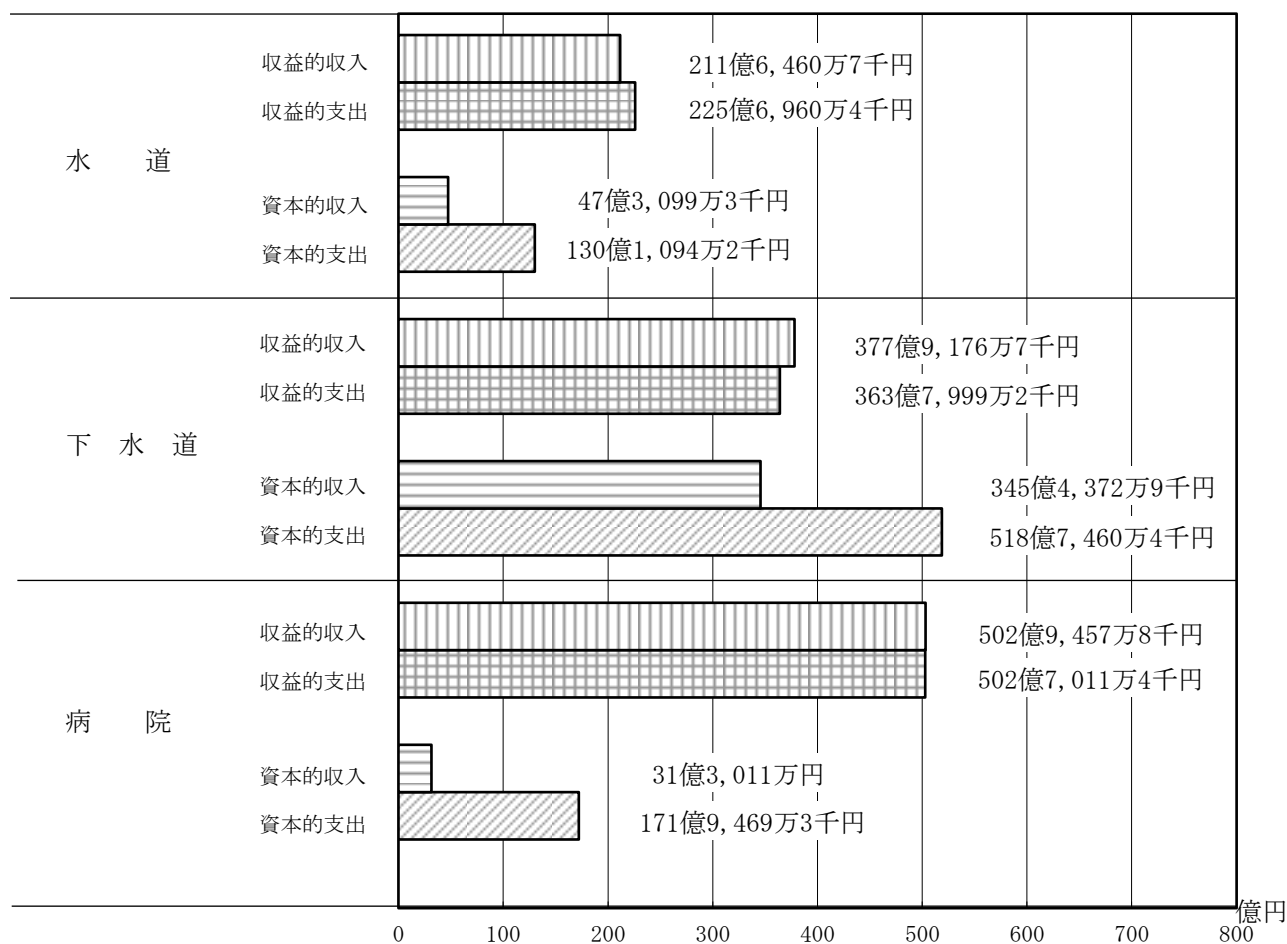
《人口：1,186,147人(外国人を含む。) 平成26年3月31日現在》



一般会計 (歳出) 《47万8,400円》の内訳

☆民生費 (福祉の充実)	14万8,800円
☆土木費 (道路・公園整備など)	7万9,800円
☆衛生費 (保健・医療の充実)	5万5,200円
☆公債費 (借入金の返済)	5万3,800円
☆総務費 (コミュニティの振興など)	4万4,800円
☆教育費 (学校・社会教育の充実)	3万9,000円
☆商工・農林水産業費 (各種産業の振興)	2万4,100円
☆議会費 (議会の運営)	1,300円
☆消防費その他 (消防・救急の強化など)	3万1,600円

7 企業会計の決算



用語解説

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す。
- ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。

なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価償却費などで補填します。

8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」（公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」）を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の平成25年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していない。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成25年度	— (実質赤字は生じていない)	— (同左)	15.6	228.2
(平成24年度)	—	—	(15.9)	(238.7)
早期健全化基準 (自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準)	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準 (自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準)	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率：一般会計等（一般会計と住宅資金貸付など7つの特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区 分	資金不足比率
特別会計名 中央卸売市場、国民宿舎湯来ロッジ等、開発、水道、下水道、病院	— (いずれの会計についても資金不足は生じていない)
経営健全化基準 (公営企業において早期健全化段階になるとみなされる基準)	20.00

※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

用語解説

◎ 各比率について

・ 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※ 準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

・ 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。

この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・ 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◎ 各基準について

・ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

・ 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければならない。

・ 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

Ⅱ 平成26年度の財政状況

1 予算の執行状況（平成26年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳入

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(A)	収入済額(B)	B/A×100 %
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	
市 税	200634552			200634552	93887765	46.8
地 方 譲 与 税	3328423			3328423	958655	28.8
利 子 割 交 付 金	491972			491972	236373	48.0
配 当 割 交 付 金	627963			627963	190189	30.3
株式等譲渡所得割交付金	120653			120653		
地方消費税交付金	13324394			13324394	7797245	58.5
ゴルフ場利用税交付金	62173			62173	25653	41.3
自動車取得税交付金	550000			550000	169505	30.8
軽油引取税交付金	5490000			5490000	2287017	41.7
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	30232			30232		
地方特例交付金	700000			700000	660334	94.3
地 方 交 付 税	36000000		3176000	39176000	27475601	70.1
交通安全対策特別交付金	419000			419000	181761	43.4
分担金及び負担金	7706196	33777	57500	7797473	2651878	34.0
使用料及び手数料	10903138			10903138	4917740	45.1
国 庫 支 出 金	120144240	7450573	6917279	134512092	52224589	38.8
県 支 出 金	21389838	807486	1453748	23651072	2986163	12.6
財 産 収 入	4403440			4403440	689842	15.7
寄 附 金	25569			25569	168433	658.7
繰 入 金	33245470	8400	1564362	34818232	990000	2.8
繰 越 金	1	4121468		4121469	6461004	156.8
諸 収 入	56532997	33298	6200	56572495	4783466	8.5
市 債	69450500	9066900	3556366	82073766	1100	0.0
歳 入 合 計	585580751	21521902	16731455	623834108	209744313	33.6

歳出

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(C)	支出済額(D)	D/C×100 %
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	
議 会 費	1642116			1642116	813369	49.5
総 務 費	45182444	68343	142	45250929	16729980	37.0
民 生 費	189461143	322468	1008784	190792395	71329659	37.4
衛 生 費	69677611	336102	55000	70068713	28235777	40.3
農 林 水 産 業 費	3913651	202364	164191	4280206	1147286	26.8
商 工 費	32626536		8091	32634627	18858093	57.8
土 木 費	92040082	16013779	35873	108089734	53798514	49.8
消 防 費	14128336	348667	28527	14505530	6554479	45.2
教 育 費	42810697	4230179	106925	47147801	15243243	32.3
災 害 復 旧 費	23000		15344600	15367600		
公 債 費	72883078			72883078	16246	0.0
諸 支 出 金	20792057			20792057		
予 備 費	400000		△20678	379322		
歳 出 合 計	585580751	21521902	16731455	623834108	212726646	34.1

(注)予備費支出については、補正額に含む。